

障害者差別の解消に向けた今後の取組（案）

1. 相談窓口等のさらなる周知、より多く声を集める方法の検討
 - ・ 広報物（当事者向け）の作成
 - ・ 庁内周知の強化

2. 事業者への啓発
 - ・ 大阪府と連携した啓発（府障害者差別解消条例改正（R3.4 施行）により事業者による合理的配慮が義務化）
 - ・ 広報物（事業者向け）の作成（参考になる好事例の収集）
 - ・ 部会への事業者の参加